

事業者の方へ

消費税のインボイス制度登録申請手続は、
e-Taxをご利用ください。

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。

「インボイス制度」ってナニ？

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。
 - 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存（※）等が必要になります。
- （※）買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

「インボイス」ってナニ？

- 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

請求書

△△商事株式会社
登録番号 T123456...

株〇〇御中 ← ⑥

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
合計 120,000円		消費税 11,200円
8%対象 40,000円	消費税額 3,200円	
10%対象 80,000円	消費税額 8,000円	

※ 軽減税率対象

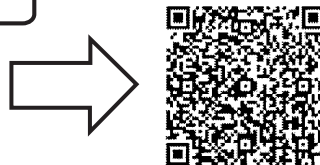
① ② ③ ④ ⑤

【インボイスの記載事項】

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

登録申請手続やインボイス制度の詳しいことは

- インボイス制度の詳しいことや登録申請手続は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。
- 登録申請書を郵送により提出される場合、管轄地域の「インボイス登録センター」へ送付してください。



名称	郵便番号	送付先	管轄地域
東京国税局 インボイス登録センター	262-8514	千葉市花見川区武石町1丁目520番地3	千葉県 東京都 神奈川県 山梨県

※ インボイス登録センターでは、インボイス制度に関する書類のみ受け付けています。